

# 総務委員会資料

## 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

### 議案第4号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和2年2月13日  
総務企画局

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。)</u> 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。)</u> 又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <p>(5) <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> 法第2条第4項に規定する平均給与額の算定方法により算定した額を基準として実施機関が市長と協議して定める額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <p>(新設)</p>